

大和高田市建築工事における週休2日制適用工事 試行要領

1. 目的

本要領は、大和高田市が発注する建築工事（建築設備工事を含む。以下「建築工事」という。）における週休2日の確保に向けて実施する週休2日制適用工事の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 用語の定義

(1) 週休2日

月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。
なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場閉所された状態をいう。

3. 週休2日の達成基準

(1) 月単位の週休2日

月単位の週休2日の達成は、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っていれば、達成しているとみなす。

ただし、月の現場閉所率が28.5%以上であっても、閉所日数がその月の暦上の土曜日・日曜日の合計日数未満の場合は除く。

また、工期の初月や最終月などの端月が1ヶ月未満となる場合は、その期間における暦上の土日祝日（または土日）の合計日数以上に閉所を行っている場合とする。

月の現場閉所率＝	現場閉所をおこなった日数(日)
	対象期間(日)

【判断例】

■月単位の週休2日（4週8休）で月の現場閉所率が28.5％に満たない例

暦上の対象月の日数：31日

暦上の対象月の土日の日数：8日

対象月の除外日：なし

土日に現場閉所した場合の場閉所率は $8 \div 31 = 0.2580 \cdots 25.8\%$

28.5％に満たないため、現場閉所日数が暦上の土日の日数以上かどうかで判断

■月の現場閉所率が28.5％以上で月単位の週休2日（4週8休）にあたらない例

暦上の対象月の日数：31日

暦上の対象月の土日の日数：10日

対象月の除外日：なし

土日に現場閉所した場合の場閉所率は $10 \div 31 = 0.3225 \cdots 32.2\%$

28.5％以上になるため、現場閉所日数が暦上の土日の日数以上かどうかで判断

■上記の月で実際に現場閉所した日数が9日だった場合、

対象月の現場閉所率： $9 \div 31 = 0.2903 \cdots$

⇒月の現場閉所率は28.5％以上だが、暦上の土日の日数に満たないため月単位の週休2日（4週8休）にあたらない

なお、現場閉所日を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

4. 対象工事

大和高田市において発注する建築工事に適用する。ただし、以下の工事については、対象外とすることができる。

- ① 社会的要請により工期等に制約がある工事
- ② 緊急に対応することが必要な工事

5. 積算方法等

（1）補正方法

対象期間中の現場閉所の状況に応じた以下の補正係数により労務費を別表1のとおり補正する。

（2）積算及び変更方法

「月単位の週休2日制」の達成を前提に、労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。現場閉所の達成状況を確認し、「月単位の週休2日」が未達成の場合は、補正係

数を除し、請負代金額のうち補正分を減額変更する。なお、契約変更においては、契約書第25条の規定に基づき行うものとする。

6. 対象工事である旨等の明示

- (1) 対象工事である旨等の明示は、入札公告及び現場説明書への記載（電磁的記録を含む。）により行うものとする。
- (2) (1)の記載は、別紙1の記載例を参考にするものとする。

7. 現場閉所の確認方法等

(1) 現場閉所の確認方法

受注者は、週休2日の取得計画が確認できる施工計画書又は休日取得計画書(別紙2)（月単位を原則とする。以下「計画書」という。）を作成し、当初の月は工事着手日までに、それ以降は翌月の作業開始前までに監督職員に提出し確認を受けるものとする。

計画書では、対象期間内の土曜日・日曜日及び祝日はすべて休日とすることを原則とする。

受注者は前号で定めた計画書に対する休日取得実績書(別紙3)等（以下「実績書」という。）の休日取得状況を確認できる資料を計画対象月の翌月に速やかに（土曜日及び日曜日並びに祝日を除く）発注者に提出し確認を受けるものとする。

受注者は、建設業の働き方改革を推進する観点から、土曜日・日曜日及び祝日はすべて休日となるように務めるものとする。

- ・ 「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と監督職員との協議により決定する。
受注者は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所の予定日を記載した「計画書」を監督職員へ提出し、確認を受けるものとする。
「監督職員」は、現場閉所の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- ・ 監督職員は、現場閉所の前日などに、現場閉所の日に作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。
- ・ 監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間の調整を適切に実施する。
- ・ 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督職員は受注者と協議する。
- ・ 監督職員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を

行う。

(2) 週休2日制適用工事の見える化

受注者は工事中、現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に、週休2日制適用工事である旨を明示（別紙4参照）するものとする。

(3) 元請下請の取引の適正化

週休2日制適用工事の試行にあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることのないよう、所管部署に対して、対象工事の情報を提供するなど連携を密に行うものとする。

8. その他

受注者は発注機関の行うアンケートに協力するものとする。（様式A参照）

附則

この要領は令和8年10月1日から施行する。